

ニ決之之ヲ翌十二日提出スルト共ニ 組合本部員、富田兼藏
及上田豊藏 両名ノ應援ヲ得テ同日十三、十四、十五、三日
間ニ直リ事業主側ト折衝シタルニ、事業主側ニ於テ
①新興銘仙ハ放棄ノ文化銘仙ニ比シ加工賃ニ削減ヲ承認サレ
ヌ

②總同盟紡織労働組合トシテノ要求ニハ應ジ難ク各職人ノ組
合的要求トシテ交渉ニ應ズ

以上ノ通り組合トノ交渉ヲ忌避シテ譲ラサリニ爲 遂ニ交渉

決裂シ後業員側ハ十一月十六日始業時ヨリ一斉ニ「ス」止シ決
行ニ同日中ニ別紙ト通告書ヲ事業主組合側ニ提出スルト共ニ

八王子市平岡町三十二番地
同市八日町三十二番地

③ニケ所ニ年議団誌所ヲ設置シ本格的年議ニ入ルニ至レリ

(六)交渉経過並解決條件

罷業決行後ニ在リテニ事業主二十名中十五名ハ強硬ニ組合側
トノ交渉ニ反対シタル爲 解決困難ノ状態ニ在リタルニ、所
轄八王子署及八王子織物同業組合長等ノ斡旋ニ依リ今回ノ年
議ニ限リ団体の交渉ヲ為スコト、ナリ

十一月二十日午後一時ヨリ翌二十一日午前八時迄ノ間 八王
子市八日町所在 同業組合事務所樓上ニ於テ

事業主側 同業組合加工部會長 高取和吉以下二十名
年議団側 組合本部員富田兼藏上田豊藏 従業員岡本初太郎
以下十九名

以上ハ會見交渉ノ結果及ノ条件ヲ以テ解決セリ

解決條件

①各工場職工ノ總同盟加盟ニ自由トス

②従来ヨリノ文化銘仙ニ加工賃ハ値下ニナルニ 新興銘仙ノ加
工賃ハ文化銘仙ノ二割減トス